

仙台市地域防災計画の修正について（津波避難エリアの変更等）

1 計画見直しの経緯

東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月27日施行）に基づき、宮城県は最大クラスの津波により想定される浸水の範囲や深さを、令和4年5月10日に公表した。新たな想定による浸水の範囲を避難の範囲として本市が定める津波避難エリアを改めるとともに、本市の津波避難計画を兼ねる地域防災計画に所要の修正を行う。

2 主な修正事項

(1) 津波避難エリアの変更

宮城県が設定・公表した津波浸水想定は、「なんとしても命を守る」という観点から、悪条件下（地盤沈下、満潮位、津波越流で堤防破壊）における最大クラスの津波が想定されており、東日本大震災の津波到達ラインに基づき設定している本市の津波避難エリアよりも浸水の範囲が拡大する。新たな想定による浸水の範囲を基本とし、河川遡上の範囲を精査して大津波警報時の津波避難エリアの見直しを行う。同エリアを記載した「津波からの避難の手引き」を改訂し、広く市民へ周知する。〈別紙3～4ページ〉

(2) 津波災害における避難方法の見直し

従来、地域防災計画においては、津波からの避難時に津波避難エリアの区域外へ原則徒歩で避難することを基本としており、時間的余裕を持って区域外へ避難することが困難な場合等は、津波避難施設・場所等への避難としている。本修正において地域防災計画に定める避難方法と、「津波からの避難の手引き」の記述の整合を図る。

また、津波注意報の発表時における避難先を海岸堤防より内陸側とする。〈別紙5～6ページ〉

3 修正及び周知方法

津波避難エリアの変更案は、隣接市や関係機関等へ説明の上、早期に対応するため、仙台市防災会議規程第6条に基づき会長（市長）の専決処分により、令和4年10月を目途に修正を行う方針とする。

本修正による地域防災計画はホームページ掲載とし、次回修正時に製本（印刷）する。津波避難エリア及び避難方法を記載した「津波からの避難の手引き」を用い、市民説明会を開催するなど、広く周知を図る。

4 施行日

令和4年11月1日